2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、第八・七条（特定の約束に係る表）に規定する特定の約束に従い、又は第八・八条（適合しない措置に係る表）に規定する適合しない措置を除くほか、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該サービスの提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が法定の事業体又は合弁企業を通じてサービスを提供するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第八・六条　最恵国待遇

1　次条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条（約束に係る表の記載）２の規定に従って最恵国待遇に関する約束を行うことを選択するものは、次のいずれかの分野及び小分野に関して、かつ、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に定める条件及び制限に従い、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a)　附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野及び小分野であって「ＭＦＮ」の記載によって特定されるもの

(b)　附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の対象分野）に記載する分野及び小分野

(c)　附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の免除分野）に係る表）に含まれない分野及び小分野

2　第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表に記載する適合しない措置を除くほか、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　１及び２の規定にかかわらず、各締約国は、この協定が効力を有し、又はこの協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の国際協定に基づき他の締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

4　１及び２の規定にかかわらず、ＡＳＥＡＮの構成国である各締約国は、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国の間の経済統合の一層広範な進展の一部としての物品若しくはサービスの貿易又は投資の自由化に関する協定に基づきＡＳＥＡＮの構成国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

5　この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

第八・七条　特定の約束に係る表

1　この条の規定に従って約束を行う締約国は、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）及び第八・九条（追加的な約束）の規定に従って行う特定の約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の各表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）のいずれの規定にも適合しない措置については、第八・五条（市場アクセス）の規定に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第八・四条（内国民待遇）の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

3　この条の規定に従って約束を行う各締約国は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を「ＦＬ」の記載により特定する。これらの分野及び小分野において、１(a)及び(b)に掲げる適用される条件及び制限については、当該各締約国の現行の措置に限定する。

4　締約国は、３に規定する措置について、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を改正の直前よりも削減し、又は撤廃するような態様で改正する場合には、その後、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を一層増加させるような態様で改正してはならない。

5　３の規定にかかわらず、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国は、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を特定する義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、当該分野又は小分野を任意に特定することができる。

第八・八条　適合しない措置に係る表

1　この条の規定に従って約束を行う締約国に関し、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　当該締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　中央政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表のＡに記載するもの

(ii)　地域政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表のＡに記載するもの

(iii)　地方政府によって維持される措置

(b)　(a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する適合しない措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2　第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表Ｂに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第八・九条　追加的な約束

1　締約国は、次に掲げる規定に基づく表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。

(a)　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定

(b)　前条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定